

第482回（定例）福崎町議会会議録

平成30年12月10日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成30年12月10日、第482回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	上下水道事業管理者	近藤博之
技 監	吉栖雅人	会 計 管 理 者	小幡伸一
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
上 下 水 道 課 長	成田邦造	学 校 教 育 課 長	岩木秀人
社 会 教 育 課 長	大塚久典		

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告  
第 2 質疑  
第 3 討論・採決  
第 4 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の所管事務調査報告  
第 2 質疑  
第 3 討論・採決  
第 4 委員会付託

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。  
定足数に達しております。

### 日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります  
日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。  
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。  
総務文教常任委員会、木村委員長。

木村総務文教 皆さんおはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から、議会閉会中に行いました所管事務調査について報告いたします。

委員会は10月23日火曜日と11月27日火曜日の2回開催いたしました。

調査の結果につきましては、配付いたしております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について説明させていただきます。

学校教育課から、10月11日木曜日、福崎東中学校において4校時の授業が終わった後、校舎の水が出なくなった。防火水槽の水が空になったことによるものと判明し、すぐの復旧が困難であったため、生徒を6校時の後、下校させました。揚水ポンプが稼働していないことがわかり、配線の一部がショートしていることが判明。配線をショートカットしてポンプを稼働させ、防火水槽に水をため、翌日の授業は通常どおり行った。10月23日現在は、スイッチの交換を完了して復旧しているとの報告を受けました。委員からは、保護者へのメールによる連絡が非常に早く、ポンプの件や直ったときのメールを送られている。復旧して安心された保護者もおられたということで、対応が非常に良かったとの意見でありました。

以上、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり 皆さんおはようございます。

常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会閉会中に行いました所管事務調査について、報告させていただきます。

委員会は10月24日と11月28日の2回開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について説明させていただきます。

まず、10月24日の委員会では、公害防止協定に基づく2件の協議事項について、いずれも申請のとおり許可することに決定いたしました。

住民生活課からは、第26回全国消防操法大会の結果について報告がありました。福崎町庄分団が小型動力ポンプの部に出場し、準優勝という輝かしい成績をおさめたとのことであります。

地域振興課からは、移動販売の実証実験について報告がありました。買い物困難者への支援のため、移動スーパーふくふくまるが10月12日金曜日から各地域を運行しているとのことであります。

上下水道課からは、福田水源地の状況について報告がありました。

次に、11月28日の委員会では、公害防止協定に基づく5件の協議事項について、いずれも申請のとおり許可することに決定いたしました。

健康福祉課からは、福祉サービスのしおりについての報告がありました。市民の福祉の支援が必要とされるときに必要なサービスをご利用いただくための情報源として配布しているとのこと。基本的には3年に1回改正し、各戸配布しているとのことであります。

まちづくり課からは、福崎町危険ブロック塀等撤去助成事業についての報告がありました。大阪北部地震により発生したブロック塀の倒壊事故を教訓とし、住民の安全に資するため、危険なブロック塀等の撤去に要する費用についての補助を行うとのこと。なお、既にブロック塀等の撤去を実施されている方についても補助対象となる場合があるとのことであります。

また、農地中間管理機構及び6次産業化の取り組みについて、委員会としての見識を深めるため、11月1日から11月2日に山口県長門市と山口県萩市を行政視察してまいりました。

山口県長門市は、農地の利用集積に関する基本方針を策定し、「一市一農場」構想を掲げ、農地中間管理機構による農地集積に取り組まれております。また、新規就農者への育成にも積極的に取り組まれているところから、農地集積及び6次産業化の取り組みについて説明を受けてまいりました。

山口県萩市は、農産物の生産体制の強化と効率的かつ安定的な経営体づくりのために、集落営農法人を中心とした取り組みを進めておられます。集落営農の法人化及び6次産業化の取り組みについて説明を受けてまいりました。

委員会として、視察で得た成果を生かし、福崎町の農業の活性化に資するため、行政とともに、さまざまな知恵を絞って取り組んでいきたいと考えております。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 次、議会広報常任委員会、石野委員長。

石野議会広報 議会広報常任委員会から委員会調査報告を行います。

常任委員長 概要については、お手元に配付の資料のとおりでございます。特に、調査の概要の協議事項の2項目のところ、一人でも多くの方に議会だよりを手にとって読んでいただく方策として、教育委員会・各学校の協力を得て、「ふくさき」の題字を町内の小中学生から募集し、審査は議会広報常任委員会が行い、議会だより第150号に採用することといたしました。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、河嶋委員長。

河嶋議会 議会運営委員会から閉会中の所管事務調査について報告させていただきます。

運営委員長 委員会は、10月5日、11月15日及び11月30日の3回開催いたしました。内容は報告書に記載のとおりですので、要点のみ報告させていただきます。

まず、10月5日の委員会では、第480回9月定例会の反省点と課題について協議し、委員から「今回の議会では、平成29年度決算の審議があつたが、それぞれの項目の中でよく審議ができたと思う。」との意見がありました。

また、481回臨時会が11月15日木曜日に招集予定であるとの報告を受けました。

継続審議となっている事項のうち、委員会の傍聴者の取り扱いについて、委員会の冒頭に傍聴を許可することに決定しました。委員会の会議録については、記録は全文筆記とし、公開する範囲を継続して審議することとしました。また、政務活動費については、平成31年度は、予算要求をしないことを確認いたしました。

次に、11月15日の委員会では、第481回臨時会の運営について協議し、会期は11月15日木曜日の1日間とすることを確認しました。

継続審議となっている委員会会議録の公開については、各委員に各委員会の会議録を配付し、その内容を次回の議会運営委員会で審議することとしました。

次に、11月30日の委員会では、第482回12月定例会の運営について協議し、会期は12月7日金曜日から12月20日木曜日とすることを確認しました。

継続審議となっている委員会会議録の公開について協議し、個人情報の取り扱いについて個別に対応するのではなく、ガイドラインとなるものを作成してはどうかとの意見があり、引き続き継続審議することとしました。

以上、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査報告とさせていただきます。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告でございます。

対策特別委員長 全議員参加の委員会でもありますし、報告書に文書で提出をしているとおりであります。

委員会は11月15日及び11月30日に会議を開催しました。福崎駅前観光交流センター、辻川観光交流センター、旧辻川郵便局、大庄屋三木家住宅などの活用案についての報告を聞きました。15日は、福崎駅周辺整備室の報告、30日は神戸新聞及び一般社団法人ノオトの説明を聞き、質疑等意見交換を行ったわけであります。要点は、報告書に記載のとおりであります。コンセプトとして、駅周辺地区は交流、辻川地区は歴史と文化、そこに新町地区として3つのまちづくり拠点を位置づけております。各施設の運営は、神戸新聞と株式会社ノオトにより新たにまちづくり会社を設立し、そこに指定管理を行う予定とのことです。宿泊やコワーキングなど、各施設の利用について議員から心配や積極的な提案がありました。12月定例会にそれぞれの設置及び管理の条例を提出する予定とのことあります。

以上です。

## 日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係する議案は複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第56号につきましては、本日、全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承下さい。

それでは、議案第56号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか

1 1 番 再任という提案であります。この3年間の任期中に審議すべき事案があったかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

副町 長 ございませんでした。

1 1 番 この審議がないということのほうが多いわけですが、こういう制度があるということ、納税者によく周知が日常的にされておるのでしょうか。

副町 長 固定資産の相談に行ったときに、そういった固定資産評価委員会に申し出をすることができるというような文書はございます。

議長 ほかにはありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第57号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第58号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第59号、福崎町駅前観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。
- 1 1 番 委員会でお聞きをすれば、またそれはそれでいいと思うのですが、とりあえず基本的なことについてお聞かせをいただきたいと思うのですが、あとの関係の施設にも関係するかもしれませんが、お許しをいただきたいと思うのですが、まず、この施設の使用料設定などを条例で定めない、町で定めないで、指定管理者に委ねるということについての是非といいますか、それはどうなんでしょうか。これまでの他の施設の関係、例えば文珠荘などにつきましては、この部屋の使用料は1人幾らというようなことは条例で定めておられると思うのですが、それらが今回はないというふうに思うのですが、その点についてまずお聞きをいたします。
- 地域振興課長 料金の決定についてですが、指定管理者が自主的な経営努力を発揮しやすく、住民によりよいサービスを効果的に提供することが指定管理者制度の趣旨でありまして、施設の管理、運営に民間事業者としての機動性と弾力性を生かすとともに、経営ノウハウを導入することが適当であるという観点のもと、施設経営の基本的な部分である料金決定については町長の承認を得た中で指定管理者が決定できるものという形で定めをさせていただいているところでございます。
- 1 1 番 今回の特徴としては、指定管理をした業者が今度、別途、各施設ごとにまたそれぞれの専門の業者に任せるというふうなことになっておられると思うのですが、言葉をかえて俗な言い方をすれば又貸しとか下請とかいう言葉、適当かどうかわかりませんが、そういう関係になっていくと思うのですが、それらの会計報告、運営報告、あるいはその業務委託をするところについての町の許認可等々、そこら辺はどんなふうに町は関わられるんでしょうか。
- 地域振興課長 事業報告等につきましては、収支の状況についても報告する必要性がございます。そういった中で、再委託を行っておりますホテル運営事業者のほうからは、施設の借り上げ料という形での収入に対して、収支の状況を指定管理者に報告をしていただく状況となってくると考えております。なお、その事業者についても、当然、町のほうには、どこに事業管理をさせるかというような部分の報告につきましては、とっていつて、町のほうで判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。
- 1 1 番 それから、指定管理の年限等については、どのように考えておられるんでしょうか。
- 地域振興課長 年限等につきましては、指定管理者の承認をいただくときにあわせて報告をさせていただくこととなりますが、その年限につきましては、長期化しないような形、また、手続条例のほうで定めておる期限等も踏まえまして、約5年程度という形で現在のところ検討しているところでございます。
- 1 1 番 指定管理については、この制度が自治法改正から始まって、それ以降、関係省

庁、これ総務省だったんですかね、その辺のそれぞれの文書、後追いで出された文書含めてあると思うのですが、そういう国の基準等にも合致をした方向でいけるんでしょうか。

地域振興課長 当然、国のほうからの指導、そういった部分も十分把握しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第60号、福崎町辻川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

1 0 番 同じような質問になるわけですが、ここでも指定管理者の時間とか休館日とかいろいろと書いてありまして、またイベント等開催する場合には、要するに利用料金を払わなければいけないというふうな条例が制定されているわけですが、この辺の指定管理を任された業者が、やはり本来は町あるいは公の施設を指定管理者が責任を持って運営していくということから、今後、この指定管理者に対しての町のご負担とか、そういうものはどのようになってくるんでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

地域振興課長 町のご負担に対してというご質問だと把握しております。町のご負担としましては、観光交流センターにつきましては、当然、人件費等も発生するわけですが、今後、指定管理者を選定していく中でその料金についても提案を受け、その料金が適切であるかどうかというような判断についてもしていきたいというふうに考えております。

1 0 番 イベント等開催する場合には、また料金を支払うというふうに書いてあるわけですが、その辺の料金なんかも考えているんでしょうか。

地域振興課長 指定管理料の利用料金につきましては、利用料金制という形で指定管理者が料金を決定できるという形にはしておりますが、当然、承認料金制という形で町長の承認を得て、料金を決めるという形で取り決めをさせていただいているところでございます。

1 0 番 そして、別表のほうに時間とか休館日が記されているわけですが、午前10時から午後6時までという形でもって書かれておりまして、また休館日については水曜日、その日が国民の祝日に関する法律にあたる場合にはそれは休日にしなにかいろいろと書いてありますけれども、この辺を少しかみ砕いて説明してもらえませんか。

地域振興課長 まず、辻川観光交流センターの開館の時間につきましては、当然、重きの部分、観光客が訪れられる時間の想定をして時間帯を設定させていただいております。また、休館日につきましては、近隣にありますもちむぎのやかたの機能も考えつつ、双方が同じ日に閉まってしまうというようなことがないように配慮して休日の設定をさせていただいているところでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第61号、福崎町辻川界限歴史・文化館の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第62号、大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例の制定に

ついて、質疑はありませんか。

- 1 2 番 この条例については、公布の日から起算して2年以内に施行するとありますが、主屋は現行どおり教育委員会が管理するとあります。一方で、主屋以外の文化財について、どのような変更が予定されるのかということで、お尋ねをいたします。1点目は、第4条で三木家の主屋以外の県重要有形文化財、副屋等は指定管理者が宿泊の役務及び飲食の提供に関することを行うとありますが、建造物への一定の手が加えられると思われませんが、その範囲はどのようなものになるのでしょうか。

社会教育課長 まだ、宿泊施設とレストランとして利用したいという大まかな提案を受けているだけでございまして、こちらの建物も全て県の指定文化財でありますので、復元、改修につきましても、県の許可が必要になってまいります。これから、詳細な提案が出てきましたら、県の文化財課、また建築指導課等と協議を行うことになろうかと思えます。許可なく工事がされることはございませぬので、また大きな動きがありましたら、その都度、議会や委員会に報告させていただきたいと考えております。

- 1 2 番 水洗トイレの設置等は必須であろうというふうにも思いますが、そうしたことも含めて県との協議の上で進んでいくというふうに理解をいたします。

続いて、指定管理者の管理に移行した後の、主屋以外の敷地部分には、見学のための立ち入りについて、宿泊、食事等の利用がなければこれができなくなるのか、その点についてお尋ねいたします。

社会教育課長 こちらにつきましても、そのように詳細な内容を詰めている状況ではございませぬ。説明資料の図面は、わかりやすく書いた参考図面でございまして、指定管理部分には入れないといったことは考えておりませぬ。今後の協議となりますが、教育委員会としましては、できるだけ多くの施設を見ていただけるような意見を出していきたいと考えております。

- 1 2 番 大庄屋三木家の、県の重要文化財というものの位置づけとして、やはり敷地全体が大きな意味を持っていると、構成というんでしょうか、全体像が大きな意味合いを持っているというふうに思います。今までのような形で、希望する見学者が全体像を見れるということが、飲食や宿泊を伴わなくても継続して行われるよう、強く望んでおるものでございませぬ。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

- 8 番 こちらの大庄屋三木家住宅の設置及び管理に関する条例で、第6条の3項、宿泊の役務及び飲食の提供に関すること（三木家住宅の主屋以外に限る）と、これは駅周辺整備対策特別委員会のときに、私たち説明を聞いている感じでは、主屋でウエディングセレモニーを行うみたいな、予定ですけど、書いてあると。でも、この条例では、三木家の主屋では結局飲食の提供ができないという理解をするんですけども、要するに何が言いたいかと申しますと、教育委員会と指定管理者とか、そのほかの課と言ったらいいんですかね。しっかりすり合わせができていのかどうかというところをお尋ねしたいんですが。お願いします。

社会教育課長 ノオトの提案では、主屋でもウエディングの企画というのもございませぬが、この6条で書いておりますのは活用部分の宿泊、レストラン等のこととございませぬ。特別な主屋の利用のことを規定しているものではございませぬ。

議 長 他に質疑はありませんか。

- 3 番 この三木家住宅に関して、またほかのこのたび条例を制定されようとしている部分に若干関係するのかわかりませぬが、こういった構築物という観点から、

万が一の災害の場合に、避難者が利用されて、避難所として指定をされていないということにはなっていないかと思うのですが、避難者が利用されるという状況に至ってしまった場合に、ホテル業ということでのホテルの売り上げが減少してしまう、そしたら事業者の収入にマイナスになってしまうという事態が発生した場合、町側として対応と申しますか、そういったことでどのような対応がとられるのであろうか。また未定でございましたら、どのような方向性になるか、そういったことでも結構ですので、お考えをお尋ねしたいと思います。

副 町 長 避難所につきましては、町内いろんな避難所がございます。今回、主屋以外の部分についてはホテルということでございますが、このホテルも今の予定では5室程度ということでございますので、避難所として利用するという形態は考えておりません。

3 番 今も副町長が申されましたように、想定はされていないのですが、住民が非常に困窮されて、使用をしてしまうというちょっと言葉的によくないのかもわかりませんが、もしそうなった場合という、その部分の売り上げ的な補償と申しますか、そういったところに関連をしてきてしまうのではないかということを感じてございまして、その点についてというところの質問でございます。

副 町 長 先ほども申しましたように、町内にはいろんなところで避難所を指定しておりますので、そういったところを手当するというか、紹介するというので、この三木家住宅の主屋以外のところを、避難所としての利用は考えてございません。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第63号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第64号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

7 番 この条例に当てはまる方の人数は恐らく把握できないかと思うんですけども、これに該当する方に対しての周知の方法をお願いします。

健康福祉課長 議員おっしゃいますように、これを調べる権限が町のほうにはございません。ですので、やはり周知の方法としましては、広報に掲載する。それから、ホームページに掲載する。それから、何かの機会を捉えまして周知を図ると。あるいは、こういうことができましたので、民生委員さんにもお話をするというような形で他の市町と同様な対応をとってまいりたいと考えております。

7 番 その周知の方法の一部で、広報とかというお言葉が出たんですけども、今その広報が全戸配布になっていない状況になっているということはこの前の住民アンケートのほうで私ちょっと見たんですけども、その点、広報の全戸配布というのはどうお考えですか、総務課長。

総 務 課 長 今、広報につきましては、区長会を通じまして私のほうも全戸配布というふうには思っておりました。ただ、新しく入ってこられるアパートとかそういった方の、村に入られてないような方もいらっしゃるようですから、そのあたりは、もしかしたら広報は行っていない可能性もございます。しかしながら、広報につきましては、ホームページでも掲載しておりますし、そういうようなところがあれば郵送でも対応をしておりますので、そういう要請があれば、基本はやはり全戸配布という考え方で進めていきたいというふうに思っております。

7 番 できるだけ周知していただけるような方法を、乳児健診であるとか、民生委員さんとかにもご協力いただいて周知徹底していただくようお願いしたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第65号、平成30年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

1 2 番 事項別明細書の54ページの危険ブロック塀等撤去支援事業補助金300万円でございますが、どの程度の件数を見込まれているのでしょうか。

まちづくり課長 事業費が30万円の方で最大20万円の補助となりますので、15件を見込んでおります。

1 2 番 同じく事項別明細書の56ページ、58ページで、空調設備の小学校・中学校の設置工事が上がっております。この中で、説明資料の7ページ、8ページに2020年度以降用という記述があります。これについては、どのように考えたらいいのでしょうか。

学校教育課長 こちらの何年何組と表示をしております教室につきましては、平成31年度、来年度の見込みの教室の明示でございます。それ以外の先ほど議員が言われました2020年度以降という部分につきましては、2020年度と2021年度、つまり今、何年何組と表示しているものも含めまして向こう3年間の予測を立てて、文科省から発出され、県教委を通じて来ておる文書に向こう3年間という言葉がございましたので、その部分をこちらの資料で表現をさせていただいているものでございます。

1 2 番 ということは、今、この2020年度以降用という表示になっている教室については、現況はどのようになっているのでしょうか。

学校教育課長 その部分も含めまして、現状とこの図面とは学校によって一部ずれがございます。

1 2 番 ということは、各学校によって事情が違ふというようにしましても、今、例えば特定の学校名で説明していただいても結構ですけど、とにかくいわゆる普通教室ではなくて、以前使っていて今は使っていない空き教室という形になっているのか、その辺のところをお知らせいただきたいと思えます。

学校教育課長 現状、空き教室というふうになっておる教室はございません。しかしながら、このたびの文科省の考え方として、普通教室を補助対象とします。逆に言いますと、特別教室についてはこのたびの国の補正予算の一次では内訳として想定がされていないということがございましたので、こういう書類をつくる必要がございました。

議 長 他に質疑はありませんか。

5 番 同じくこの小中学校の空調なんですけれども、これ、最終的にはいつごろ設置が可能を計画されているのでしょうか。というのは、今回、予算化された場合でも、長期休暇といえば春休みしかないです。その後、夏休みということは、本当に必要な夏休み前の設置が可能なのかなという部分が非常に心配になってきますが、計画的には、何かあれば、教えていただきたい。

学校教育課長 今年度の当初予算で認めていただきまして、小学校1年生、2年生、中学校3年生の設計については当初予算から進めさせていただいた、8月から着手をいたしております。そういう部分では他市町よりもスタートとしては早かった部分があったかと思えます。それを生かしてこのたび実施設計の変更も上げさせていた

だいておりますが、そういうふうな形でスピードを早くやっていく部分、一方でこのたびの工事費につきましては、金額が大きくなりますので、一般競争入札の手続きを踏んでいくことになろうかと思えます。それにつきまして、入札手続きだけでも1カ月以上を要する部分がございますので、今年度内の発注はできると思いますが、工事につきましては、今、議員が言われましたように、夏休み前、暑くなるまでの竣工を目指したいと思えますが、そのあたりは今後進めていく設計の中でも明らかになっていく、夏に間に合わない可能性もあろうかと思えます。

5 番 できれば1日でも早い設置を期待するところであります。

あと、もう一点が、エアコンを設置するという事で、非常に一時期の電気料がばんと上がってしまうということで、デマンドコントロール等の設置は、今回、設計の中に考えられているのでしょうか。

学校教育課長 現在はまだ小学校低学年、中学校の部分でございますが、今後の部分におきましてはデマンドコントロールを各学校入れていく必要があると認識しております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 0 番 私もこのエアコンについて何点かお尋ねしたいと思えます。

先日の神戸新聞を見ていると、各学校のエアコンの設置数が書かれておりました。そのときに見てみると、福崎町は小中学校ゼロでした。そして、神崎郡の小中学校を見ても、特に神河町は全教室に設置してあるというような形でもって、そういうような報道がされているわけなんですね。非常に福崎町は遅れているわけございまして、今回のこの国の予算が、全般的にはたしか約750億円くらいだと思うんですけども、それがこのたび福崎町にも3,700万円ほど予算がおりにきているという形でもって組まれているわけですけども、実際にこちらの58ページを見ても、2億7000万円ほどの金額でもって予算を組まれているということでございまして、この計画は要するに小中学校の各教室に設置されるエアコンの金額でしょうか。その辺のお話をお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 58ページに記載の金額は、こちらは小学校4校の部分の工事費で、2億7,000万円となっております。また、次の60ページには、1億3,000万円中学校2校分の工事費ということで、合わせまして4億円の予算で普通教室と特別支援教室、つまりほぼ常時使っておる教室につきまして78教室分を上げさせていただいている考え方でございます。

1 0 番 そうしますと、小中学校合わせて中学校2校と小学校4校の教室の数はどのくらいになりますか。例えば七十何個と思ったんですけども、正確にはわかりませんので、お願いします。

学校教育課長 78でございます。

1 0 番 先ほどもご答弁されているわけですけども、やはり学校の休み期間中にそういう工事をすると思うんですけども、やはりなかなか今の段階ではこの業者が恐らくいっぱいになっていると思うんです。福崎町だけではありませんので。全国が一斉に注文されているというふうな情報も言われておまして、その辺の契約等はどのように考えておられますか。エアコンの。

学校教育課長 このたびの工事につきましては、空調設備の設置であります。電気関係、キュービクル等の更新でありますとか、天井に据えつけるということで建築の工事等も入ってまいります。そのあたりを含めまして、一般競争入札の要綱を定めていくというような形になってくると思えます。

1 0 番 今、聞こうと思ったんですけども、要するに今の小中学校の給電設備がそんなにエアコン入れるほどの容量がないと思うんです。要するに、外線から入ってき

まして、小中学校のキュービクルまで、その分の配線工事とか、あるいは内装工事も全てしなければいけませんので、結構それも時間がかかると思うんです。先ほどのご答弁聞いていますと、何か3年くらいでもって実施するというふうな形でもって言うておりましたけども、やはりその辺もなかなか業者も選べないような感じがするわけなんです。既に実施されているところは、電気設備のほうも要するに容量が残っていると思うんですけども、やはりなかなか電気工事から始めようと思いますと、非常に期間的にも長い時間がかかるとは思わないかというふうに思いますけども、その辺の計画をちょっとお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 その工事業者、元請、下請も含めまして、その工事の業者なり人夫なりが不足するという事は、このたびの国の補正予算の段階から国のほうでも意見が出ておるところでございます。国のほうで経済産業省から業界団体のほうにそのあたりの物としての増産的な話、また人の部分、その部分についても通知等が流されておるといような情報をいただいておりますので、なかなか市町レベルでどうできるという部分ではない大きな問題になっている部分があるかとは思いません。

1 0 番 もう一点は、54ページの危険ブロックの撤去及び支援事業補助金、これについてお尋ねしたいと思います。全国的には大阪のああいふうな被害が出ましてから、非常にブロック塀の高さ制限とか補強とかということが問題になっているわけでございますけども、ここも要するに300万円の予算でもってそれを修復していくんだということでございますけども、現段階で調査したそういうふうなブロック塀は何カ所あるんでしょうか。

まちづくり課長 町内全体の危険なブロックの数については把握しておりません。ただ、小中学校の通学路の安全点検ということで、31カ所、学校教育課のほうで把握されておりますので、そういった方も重点的にPRをしていきたいと考えているものでございます。

1 0 番 これも、国と町と、また多分民家だったら個人負担も発生するのではないかというふうに思いますけども、その辺の分担ですね。どうなっていますか。

まちづくり課長 一般家庭のブロック塀でございますと、事業費、撤去の費用のみでございます。あと、撤去された後の軽量のフェンス等の設置は個人負担になります。事業費の最大は30万円で、そのうち3分の1が国。町と県が6分の1ずつ。そして個人負担が10万円でございます。30万円以内におさまりましたら、個人負担は10万円、それ以上の分は個人の持ち分となります。

議 長 他に質疑はありませんか。

8 番 事項別明細書の60ページで、スクールソーシャルワーカーの報償金、対応する生徒が増えたことによるというように説明を聞いたと思うんですが、この対応生徒が増えた人数と、今現在、合計何人かというのを教えてください。

学校教育課長 昨年度の実績ベースで当初予算を置いておりました。そのとき、昨年度は主に2人の方に対応したという形が人数でございました。今年につきましては、4月9日から現在までずっと活動の履歴と報告をいただいておりますが、人数という形では。児童生徒またその保護者、母親のケースが多いんですが、そういうような対応をしております。今ざっと見た形でも15件ほどの対応があると思います。

8 番 スクールソーシャルワーカー自体は今年度も1人で対応されているということですか。スクールソーシャルワーカーというのは、1人だけということですか。2人じゃなくて。

学校教育課長 昨年度は1中学校区でお1人という形でございました。今年は、両中学校区で

2人役なんですけど、頭数としてはお1人の方で、2人分の勤務をしていただいているという形でございます。

8 番 62ページの図書購入費、2名の方から寄附いただいたという説明を聞いたはずなんですけど、この図書購入費、毎年あるものですかね。

社会教育課長 毎年定期的に寄附をいただいている方もございますが、このたびの分は臨時的なものでございます。

8 番 その図書購入費ということで、僕が見た印象では結構な額やなと思うんですけど、これ毎回寄附いただいたら、その額分購入されているという認識でいいんでしょうかね。

社会教育課長 図書購入費に充ててくださいという指定寄附でございますので、一般的な図書購入費の予算に充てるということでございます。

8 番 済みません。ちょっと説明が不足しました。要するに、使い切っちゃってるということですか。毎回。毎年、年度内に使っちゃってしまっているとか、そういうふうな確認がしたいんですけど。

社会教育課長 その年度でいただきました寄附はその年度の図書購入費に充てさせていただいております。

8 番 その分だけ買えるだけの本の選定というものは、司書さんだけでやっているということですか。例えば、利用されている方の、どういう本を入れてほしいとかという要望も受け入れてやっているんでしょうか。

社会教育課長 購入図書につきましては、図書館司書が選定を行っておりますが、利用者のリクエストも受けてございます。

8 番 実際、冊数とか、多分、その図書館でも入る数というのが限られていると思うんですけども、その相当な数を買ったりとか、同じ本を何冊か買ったりとかということもあるんでしょうか。

社会教育課長 出る本を複数買うということもございますが、余りうちではいたしません。そのとき、はやりるときだけ借りられるということになりますので。新しいものでも1冊というのが基本でございます。

8 番 相当な数買えると思うんですけど、できたら必要な分だけを買うのが一番理想やと思うんですけど、やっぱりいろんなニーズがあると思うんですけど、この額面以上に必要のない分も買ってしまっているんじゃないかなという気もしちゃうんですけど、そういう場合はこの図書購入費として出されている寄附なんで、やっぱり全部使い切らなアカンという使命感のもとに、本を必要あるかないかというのは別にして買っているってことはありませんか。大丈夫ですか。

社会教育課長 必要なものを買っていると思っております。

8 番 最後の確認なんですけど、毎回もらっているわけではないとしても、こういった寄附に対しては、寄附を受けた金額の分は毎回間違いなく使い切っているという認識でよろしいですか。再確認ですけど。

社会教育課長 そのとおりでございます。

議 長 質問の途中でございますけれども、暫時休憩をとりたいと思います。再開につきましては、10時45分とします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。他に、質疑はありませんか。

1 1 番 図書費の購入の件ですが、福崎町の図書館は同規模の図書館では全国的にも非常に利用の多いところ、あるいは姫路市を中心とする広域的な利用の関係でも設置市町以外からの利用の一番多い図書館として、非常によくその存在価値を示しておるといふふうに思うわけでありませぬ。そこには、福崎町の図書館に対する町当局及び教育委員会の熱意がよく示された、そういう運営なり予算配分になっておるからだといふふうに思うんですね。そういう点では常に敬意を表しております。

そこで、これの寄附金があつて、ですが図書というのは非常に広範囲なものでありまして、充実させるのには切りがないほど非常に町民の要望も強いわけでありまして、私ももっと大人の科学の本が欲しいとかいろいろな要望を聞くこともありますが、そういう点で努力方を求めておきたいと思つておるのですが、こうして図書費の購入についての寄附があるということは、それだけ町の熱意が町民にも伝わっておるといふことだと思つておるんですね。そこで、その熱意に甘えて町の一般財源の図書購入費を減らすといふふうなことがあつてはならぬと思つておるのですが、それでは寄附者の意思が消されてしまうといふことになりませぬので、教育長、そういうことはありませぬか。

教 育 長 寄附されている方々の福崎町に対するそういう思いを大切にしながら、寄附されたお金は図書購入に充てていきたいと思つておるし、寄附がたくさんあるから福崎町の当初の図書予算を減らすと、そういうふうなことは考へてはおりませぬ。

1 1 番 ぜひ、そのようをお願いしたいと。官民、町民の協力も合わせて福崎町の図書館がさらに充実をしますように応援をしていきたいといふふうに思つておる。

文珠荘についてであります、これがどの程度の工期設定を予定されておるのか。それから建設されてから既に20年以上たつておると思つておるのですが、こうした大規模改修も必要になってくるころかなと思つておるのですが、今回の防水対策、外装関係等だけでなく、その他の設備関係でもどのような状況に、改装関係についてはどのような認識をしておられるのか、今後の計画についてわかつておりましたら、お聞かせいただきたいと思つておる。

健康福祉課長 この外壁、それから屋上防水改修工事につきましては、工期を3月末までといたしておる。来年度以降でございますが、やはり傷んでいる部分も、議員おっしゃいますように、年数が経過のためございまして、機械室等の整備といひませぬか、そちらのほうも考へていきたいと。順次、全体的に、計画的に進めたいわけですが、特に最近傷んでおるものは、ポンプがあります機械室といふところがありますので、まずはそこから考へていきたいと思つておる。

1 1 番 こういった改修等については、今回、三千数百万円、設計等も合わせますと4,000万円を超える予算となるわけですが、この財源については、これは町の一般財源だけといふことにならざるを得ないんでしょいか。今後とも。

健康福祉課長 残念ながら、そのとおりでございませぬ。

1 1 番 そういふことになれば、もっとやりたくても少しずつ小出し的な計画といふことにならざるを得ないといふ部分もあるかと思つておるのですが、よりよき方策をお願いをしておきたいと思つておるし、今回の工事につきましても、よい施工になるように求めておきたいと思つておる。

それから、空調の関係についてであります、予算の説明のときから、国の関係、3分の1、3分の1という言葉が使われておると思つておるのですが、金額的に見ると工事費4億円、それに対する国庫補助3分の1と言われませぬが、これどう計算しても、そんなに数学が好きでなくても、これちょっと3分の1にはならぬなと思つておるのですが、10分の1にもならぬなといふ感じですが、これは財源的には

どんなふうになっておるのでしょうか。交付税算入のほうでどっとこの起債で見  
ておられますが、大きくあるのでしょうか。

企画財政課長 この交付金につきましては、小学校単位ごとの教室の面積、これに対しまして、  
配分基礎単価というものがございます。この配分基礎単価に平米数を掛けまして、  
補助基準額、配分基礎額が決定してまいります。その配分基礎額に対して3分の  
1の交付金ということになっておりまして、合計で3,700万円程度の交付金  
となっております。10分の1程度になっております。これに対しまして、地方  
債は合計で3億6,900万円お借りすることになるんですが、配分基礎額が3  
分の1ですので、その残りの3分の2の額に対しましては、7,440万円の町  
債をお借りします。これにつきましては、補正予算債ということで100%充  
当の60%交付税算入となります。そのほかの継ぎ足し単独事業としまして2億9,  
460万円お借りいたしますが、100%町債を借りれるわけですが、これは交  
付税算入がないものとなっております。

1 1 番 それじゃ、その単純にいかないと思うのですが、今回、計上されております必  
要経費1平方メートル当たりというのか1教室当たりというのか、どちらが適  
当なのかわかりませんが、それで比較をすると、国の補助基準が幾らで、今回の予  
算は必要額としてどれだけを見込まれた予算になっておるのでしょうか。

学校教育課長 国の配分基礎単価といいますのは、平方メートル当たりで2万2,500円。  
一方、このたび福崎町で積算しております金額につきましては、工事監理費を含  
めまして8万1,700円という形になっております。

1 1 番 この差はどのように理解をしたらいいのか。国は、空調設備を全国で一斉に  
やれということで、一気に安倍自民公明政権は打ち上げたわけですが、実際上、  
こういう形では、約4分の1は町の持ち出しということになっておるとい  
うわけです。これでは、どうもと思うんですね。国の基準というの  
は、これで基本どのような設備をやれということになっておるのか。福崎町がむ  
ちゃくちゃぜいたくなことをやろうとしておるのか、そうでないのか。その  
辺のところの説明をお聞かせいただきたいと思うのです。

学校教育課長 国の積算におきましては、今、議員が言われるような細かな中身  
ということとは示されておりませんが、室内機、それから室外機、その配管を最  
小限にした場合、例えば室内機を教室の南側の壁面につり下げ型のような形  
で設置をして、配管を最小限にして、すぐ南に室外機を配置するというよう  
な形であれば、これに近い金額ということも可能かと思えます。実際そうい  
うようなことをされている自治体もあるようでございます。福崎町におきま  
しては、天井に福崎町の庁舎と同じような形での室内機を配置して、室外機  
が多くなりますとまた校舎の敷地等にも影響が出ますので、可能な範囲で  
マルチ型、複数の室内機に対して室外機を設置するというような形で設置を  
していきたいというふう考えております。あと、先ほど質問にもございま  
したように電気関係につきましても、校舎が40年近く経っておるとい  
うことは、電気関係もそれだけ老朽化が進んで、更新の時期が重なります  
ので、そのあたりの費用がかさんでおるといことになっておると  
考えております。

1 1 番 基本的な構造の関係が、空調機設定についての構造、その違いが言  
われたけれど、実質的に、他市町もどこも、これは全国的にいろいろ予  
算を組んでいるわけですが、どのような考え方になっておるのでしょうか。

学校教育課長 多くの市町では福崎町と同じ考え方になっておると思  
います。郡内でもほかのところ挙げられているのも同じ方式でされてお  
られますし、単価もそう大きく変わらないというような状況になって  
おります。

1 1 番 そこで思うんですね。何かしら安倍総理大臣が非常にいい格好はできるけれど、実際は一市町村にほとんど負担させたという、そんなふうなことになっておると思うんですね。せめてこの交付税算入分くらいはもっと見込んでもらえるようなことをやってもらわないと大変だなというふうには実感したわけです。そんなふうな努力も我々としてもしたいとは思いますが、ぜひこれが計画的に進んでいくように希望しておきます。

以上です。

議 長 他に質疑はございませんか。

1 3 番 学校施設の空調設備設置工事について、説明資料の7ページなんですけど、田原小学校では特別支援学級6クラスに対してついているんですが、福崎小学校に関しては2クラスしかついていないと。これからこの特別支援学級というのでも分かれてっていく形になるのかなとは思いますが、どうなんでしょう。考え方的には、この2クラスで空調設備というのはよろしいのでしょうか。

学校教育課長 福崎小学校のみ特別支援教室の3教室が既にエアコンがついておる状態となっておりますので、この図面にはちょっと反映されておられません。

1 3 番 福崎小学校は合わせて5クラスということですか。

それと関連してですけども、この設定温度についてお尋ねしたいと思うんですけども、今、ヒーターというんですか、空調で温風とかが出るような設備がついてるところもあると思うんですけども、この例えばクーラー、夏の暑い時期にこのクーラーを入れないとあかんとなれば、誰が温度管理というんですか、それはされているのでしょうか。

学校教育課長 学校におきまして、職朝等でその日の暖房とかそういうような話をしておると思います。このたびの空調につきましては、今回の整備とあわせて、先ほどデマンドコントロールの話もございましたが、職員室での集中管理もできるような配線を設計にお願いをしているところでございます。そのような中で、今後、そのあたりの運用を定めていく必要があるかと思っております。

1 3 番 この4階建てと3階建てとの上と下では大分温度も違いますし、一部屋一部屋でやっぱり設定温度を決められてもいろんなことで違ってくるかもしれへんで、その辺をまた今度検討というか、お考えの中に入れていただきたいと思っております。以上です。

8 番 説明資料の5ページの福崎駅前モニュメントの設置位置なんですけど、今年度に入って最初のほうに駅周の説明で受けたときは交流広場の中に設置する予定になっておったと思うんですが、これがいわゆる交通広場のほうに近いところ、これは何かその条例の関係か何かで設置位置が変わったのか、だいぶ設置の位置が変わっているように思うんですが、その辺の説明をお願いします。

地域振興課長 説明資料の5ページなんですけども、モニュメント設置位置の位置と示させていただいているのが、印刷時にずれております。済みません。本来、交流広場の円形の二重線になっている部分、緑地の中に設置いたします。済みません。

8 番 そしたら、当初の説明で言われていた位置で間違いないということですね。この資料の位置が間違っているというだけの話ですね。

地域振興課長 そのとおりでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第66号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第67号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第68号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第69号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第70号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第71号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第72号、福崎町道路線の廃止及び認定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決でございます。  
この際、お諮りいたします。議案第56号については、委員会付託を省略し、本会議において、ただ今から即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第56号については、本会議において即決することに決定いたしました。  
それでは、討論・採決を行います。  
議案第56号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから、採決を行います。  
議案第56号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のと

おり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 日程第4 委員会付託

議 長 日程第4は、委員会付託であります。

それでは、議案第57号から議案第72号までの議案をそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第57号及び議案第58号は総務文教常任委員会に、議案第59号から議案第61号までは福崎駅周辺整備対策特別委員会に、議案第62号は総務文教常任委員会に、議案第63号は福崎駅周辺整備対策特別委員会に、議案第64号は民生まちづくり常任委員会に、議案第65号は総務文教常任委員会に、議案第66号から議案第72号までは民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は4件、福崎駅周辺整備対策特別委員会は4件、民生まちづくり常任委員会は8件、以上16件をそれぞれの委員会に付託したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前11時06分